

## American Career Exchange (A.C.E.)

Ginza Fugetsudo Bldg. 5F, 6-6-1 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061 JAPAN

Ph : 03-6215-8852 Fax : 03-6215-8700

e-mail : [ask@newyorkace.com](mailto:ask@newyorkace.com) HP : [www.newyorkace.com](http://www.newyorkace.com)

# American Career Exchange(A.C.E.)

## 留学契約お申込条件と留学の手引き

大切なお申し込み条件ですのでよくお読み下さい。疑問な点・ご質問等ございましたら電話又はメールにてお問合せ下さい。実際にご契約頂く際には、この手引きの最後のページに、プログラム毎に内容が異なる「留学プログラム申込書および同意書」が添付されます。正式なお申込契約締結は、「留学プログラム申込書および同意書」にご署名の上、American Career Exchange (A.C.E.) に、ご提出頂くこととなります。

### 1. 留学企画手配プログラムの定義

この留学企画手配はこのお申し込み条件に基づいて、American Career Exchange (A.C.E.) (以下「当社」といいます) がお客様の希望する受入機関に対する入学申込み手続き代行、ビザ申請手続き代行、留学カウンセリング、出発にあたっての情報提供などを行うものであり、お客様の希望する受入れ機関への合格、受入れ機関での課程終了・資格取得、帰国後の就職先の斡旋などを保証するものではありません。受入れ機関での研修内容は、各国の移民法に基づき、各教育機関が独自に企画・運営し提供するものであり、当社が自ら研修に関するサービスの提供を行うものではありません。また、ビザ申請が許可されるか否かについては、100%在日米国大使館および総領事館の判断に委ねられるものであり、当社がビザ取得を保証するものではありません。在日米国大使館および総領事館のビザ審査の結果について、当社は一切の責任を負うことはありません。サービス内容には、次のような項目が含まれます。

- 1) 入学願書の取り寄せ、入学願書の作成、入学希望校または受入れ機関への書類送付および研修費用の送金、入学許可証（またはそれに代わるもの）の取り寄せ。
- 2) ビザ申請・取得手続き、ビザ面接対応コンサルティング等ビザ取得に関するサポート業務一式
- 3) 宿泊手続きの代行、研修期間に合わせたホームステイ・寮滞在などの申込み手続き、空港お出迎えの手配。
- 4) インターンシッププログラム運営・手続き一式
- 5) 渡航手続きのご案内
- 6) その他、お客様からご依頼された手配事項

### 2. お申込条件

■お申込基本条件は、次の通りです。

- 1) 留学を渡航の目的とし、当社の留学企画手配旅行のお申し込み条件を十分に理解し、受け入れ国の法令および受け入れ校、受入れ機関の規則を遵守でき心身共に健康な人。
  - 2) 20 未満の方は保護者の同意が必要です。
  - 3) ビザ取得プログラムに参加する場合、例外なく、全ての皆様が東京アメリカ大使館、在大阪・神戸アメリカ総領事館、または在那覇アメリカ領事館でビザ面接を受けることが義務付けられています。
- また、次に定める事由のいずれかに該当する場合には、お申し込みをお断りさせていただく場合があります。
- 4) 70 歳以上の方、慢性疾患をお持ちの方、妊産婦の方および現在健康を損なうか、身体の不自由な方で特別な配慮を必要とする方はその旨をお申し込み時にお申し出ください。可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。尚、この場合、医師の診断書をご提出いただく場合があります。状況に応じて介護人や同伴者の同行をご提案させていただくか、場合によってはお断りする事があります。
  - 5) お申込み者が未成年の方で、留学について親権者の同意がない場合。
  - 6) お客様が希望する受入れ機関への申込み手続き期限あるいは留学時期までに留学手続きが完了する見通しが無い場合。
  - 7) ビザの取得が困難であると、当社が判断した場合。
  - 8) お客様が受入国の法令・公序良俗に反する行為をする恐れがある、また受け入れ校、受入れ機関の研修の円滑な実施に支障をきたす恐れがある、と当社が判断した場合。
  - 9) お客様の希望するコースが定員に達して留学希望校から入学、または受入れ機関から受入が許可されなかった場合。
  - 10) お客様のご要望の内容が、当社の規定から逸脱していると判断した場合。
  - 11) その他、当社の業務上の都合がある時。

### 3. お申込と契約成立の定義

- 1) 「留学プログラム申込書および同意書」に所定の事項をご記入いただき、当社にご返送下さい。「留学プログラム申込書および同意書」のご提出、および弊社が発行するご請求金額に従ってお申込金を御入金いただいた時点で契約成立となり、各種留学手続きを開始いたします。

「留学プログラム申込書および同意書」の提出方法は、ご郵送、FAX、eメール(スキャンデータ添付)の何れかの方法でご返送下さい。

- 2) お申込金の金額は、お申込まいただくプログラム料金によって異なります。プログラム毎の金額は、「留学プログラム申込書および同意書」に明記されます。
- 3) 次の場合には、別途緊急手配料金を申し受けます。
  - ① ビザ取得プログラムで、出発予定日から2ヶ月をきってのお申込ご契約成立：25,200円(税込)
  - ② ビザ不要プログラムで、出発予定日から1ヶ月をきってのお申込ご契約成立：12,600円(税込)

#### 4. 費用のお支払い

ビザ必須プログラム参加費用のお支払いは、当社が別途発行する請求書の通り、1)お申込金 2)プログラム料金残金や滞在費、の2回に分けて銀行送金にてお支払いいただきます。日本円への円・米ドル換算レートは、お振込み頂く時期の平均的な東京三菱銀行交換レート(T.T.S.)を元に、円高・円安動向のリスクを考慮した上で、当社が指定させていただきます。留学準備は長期間に渡る手続きとなり、各費用の支払い時期によってドル・円レートが日々変動します。留学手続きにおける換算レートは、ドル・円為替相場の変動リスクを避ける為に、現時点での実際の日経・海外マーケット相場とは異なります。ビザ不要プログラム参加費用のお支払は、1)授業料 2)滞在費の2回に分けてお振込みいただく場合と、一括でお支払いいただく場合があります。この場合の1回払い・2回払いの判断は、留学手続き上の都合を考慮し、当社が決定する権限を有します。

- 1) プログラム料金を日本円でお支払いただく場合は、請求書発効日から10日以内に当社の日本の指定銀行口座にお振込下さい。
- 2) プログラム料金をUSドルでお支払いただく場合(ビザ取得プログラムのみ対応可。但し、緊急手続きの場合対応できません。)は、請求書発効日から10日以内に、当社のアメリカの当社の法人銀行口座に海外送金にてお振込下さい。法人口座への海外送金をご希望の場合は、別途英文請求書(ニューヨーク州消費税率適用)を発行いたしますので事前にお申し出下さい。(海外送金の場合、入金の確認にお振込み日から数日～約1週間程の時間が必要ですので、お手続きをお急ぎの方は日本の口座にお振込み下さい。)  
  
海外送金の場合、アメリカの受入側銀行においても銀行送金手数料(Lifting Charge)が送金金額から差し引かれますので、このLifting Charge分として一回の送金につき、\$20を追加ご請求申し上げます。ビザ取得プログラムの場合、お申込金と残金(授業料分等)のお支払いで、計2回のLifting Charge(\$20x2=\$40)を加算、請求させていただきます。
- 3) 1)または2)の銀行口座に入金が確認されるまで、一切のお手続きを開始することはできません。振込手続き完了次第、メール、お電話にてご一報いただくと留学手続きをスムーズに開始することができます。
- 4) お申込時に1)日本の銀行口座への日本円での支払い、または、2)海外送金によるUS\$のお支払い、の何れかをご指定いただきます。最初にご指定頂いたお支払い方法は、途中で変更することはできません。
- 5) 手続き中の、学校側の都合による授業料等の変更、アメリカ政府によるビザ・I-20申請手続き変更等の、当社以外の都合・理由による料金の変動が生じた場合は、証明書を添付の上、差額を追加請求させていただくことがあります。
- 6) □お申込金の請求書は、「留学プログラム申込書および同意書」と一緒に発行いたします。□プログラム料金残金や滞在費の請求書は、ビザ取得後に発行いたします。但し、ビザ不要短期留学プログラムに参加いただく場合は、プログラムによって、お申込金としてプログラム料金全額を一括払いにてお支払いいただく場合があります。
- 7) 1) & 2)で規定された期日までに研修費用を支払われない場合、当社はお申し込みを解除する場合があります。この場合は、8項のお申し込み内容の解除で規定されるキャンセル料に相当する額の違約料(キャンセル料)をお支払いいただきます。

#### 5. 留学プログラム料金に含まれる費用

- 1) 留学プログラム料金に含まれる費用の内容は各プログラムによって定義されておりますが、原則としてカウンセラーによる留学アドバイス・カウンセリング、入学金・授業料、入学申請書取り寄せ費、入学手続き費用、I-20(入学許可証)取得手続き費用、SEVIS費、アメリカ大使館ビザ申請費用、ビザ申請手続き費用、ビザ面接予約確認書取得費用、ビザ面接対応コンサルティング費用、通信費(FedEX料金等)、銀行送金手数料、プログラム企画・運営費、滞在先手配料金、滞在費などになります。
- 2) 各受入れ機関により入学金、授業料、滞在費用などの料金及び条件は予告なしに変更される場合がありますので、変更が確認された場合には、弊社から変更後の料金等条件をお客様にご案内し、差額料金を追加にてお支払いいただきます。また受入機関によっては、プログラム料金以外の費用がご出発前あるいは現地が必要となる場合があります。例として、テキスト代、プ

レイズメントテスト費用(入学時のレベル分けテスト費用)、スチューデントサービス費用、寮などのデポジット・リネン代、学校関係施設使用料などがあります。

- 3) 留学プログラムの内容・費用等は予告なしに変更される場合があります。
- 4) アメリカ政府による非移民ビザ申請手続き・料金等に変更が生じた場合は、証明書添付の上差額をご請求申し上げることがあります。
- 5) 当社からのお見積金額と学校の公示プログラム料金に差額(増額)が発生した場合、証明書提示の上差額をご請求申し上げます。一方、お見積り金額よりも学校公示プログラム料金が減額した場合、証明書提示の上、差額を返金させていただきます。

## 6. 留学プログラム料金に含まれない費用の例

1. 現地での交通費
2. 現地受入れ機関によるアクティビティ費用
3. 滞在費用に含まれていない食費
4. 現地到着時の移動費用(現地到着時の空港出迎えサービスをお申し込みいただいてない場合)
5. 帰国時の滞在先から空港までの移動費
6. 現地受入れ機関に提出が必要な場合の予防接種・健康診断費用
7. 日本～研修地間の往復航空運賃
8. 各国空港諸税・入国審査料・税関使用料・検疫料
9. 超過手荷物料金
10. 渡航手続き関係諸費用
11. 各国査証審査料・申請料・査証申請代行手数料(ビザ申請手続き代行サービスにお申し込みいただいていない場合)
12. 海外旅行傷害保険料・現地での傷害保険疾病等に関する医療費(現地受入機関により受入機関独自の保険に加入する場合があります。)
13. 自由時間及び休暇中の一切の費用
14. 現地アパートメント手配時の仲介手数料、敷金などの実費
15. その他の個人的性質の諸費用 など

## 7. 当社からの解約について

参加者に以下の事由が生じた場合は、当社は参加者に通告の上、本プログラムおよび参加条件詳細に基づいて、契約を解約できる権利を有します。この項目に基づいて当社がお申込みを解約した場合には、お支払いいただいた費用の一切を返金することはできません。また、この解約に伴い、参加者が被るあらゆる不都合や損害に対しても、当社が責任を負うことはありません。

- 定められた期日までに必要な費用の支払いがなされない場合。
- 定められた期日までに必要な書類の提出がなされない場合。
- 参加者と長期にわたり連絡が取れなくなった場合。
- 参加者が当社に提出した書類の内容や、届け出た情報に、虚偽あるいは重大な遺漏があることが判明した場合。
- 当社がやむを得ない事情がある、と判断した場合。
- 当社と参加者間で協議が必要な案件が発生し、その案件について両者が同意に至らなかった場合。
- その他、当社が何らかの損害を被った場合。

## 8. お申し込みの解除と返金規則

1. 正式契約締結後に、プログラム参加者の個人的なやむを得ない都合によるキャンセルにつきましては、プログラムごとに定められたキャンセル料を貰い受け、お振込み頂いた金額から規定キャンセル料を差し引いた金額を返金致します。キャンセル料については、下記例のようにプログラムごとに「留学プログラム申込書および同意書」に明記されます。

- 契約締結後～ご出発 60 日前までのキャンセル : 別途ご案内
- ご出発前 59 日前～ご出発 15 日前までのキャンセル : 別途ご案内
- ご出発 14 日前～ご出発までのキャンセル : 別途ご案内
- ご出発後のキャンセル : キャンセル・ご返金には一切応じられません。

2. 返金は、キャンセルの申し出があってから、30 日以内とさせていただきます。
3. アメリカの国内外情勢の変化や出入国規制、自然災害、テロ・暴動などの理由、またはアメリカ大使館(領事館)の独自の判断基準によるもの、即ち当社の責任の範囲を越える理由でF1/M1(学生/専門学校)ビザが取得できず、却下された場合には、すでにご入金いただいている授業料から、海外からの返金手続きおよびお申込中止に伴う各種手続費用一式 **63,000 円**

**(税込) + 学校既定のキャンセル料**を差し引いた金額を返金致します。**授業料以外の諸経費・各種手数料については一切返金することはできません。**但し、ご返金に伴う銀行送金手数料は、海外送金の場合も国内送金の場合も全額お客様の負担とさせていただきます。

4. ご出発後のお客様の都合による期間短縮や契約解除は権利放棄とみなし、払い戻しは一切ありません。(但し、診断書を提出できる病気や保護者の死亡など、正当かつ明確な理由があり、その書類を提出できる上、受入れ機関から正式な返金同意の書面がある場合に限り、当社は返金交渉料 **63,000 円 (税込)** を申し受け、受入れ機関と交渉いたします。しかし、これはご返金が保証されるものではありません。返金がある場合は日本円でご返金いたしますが、ご返金に伴う手数料(振込手数料や送金手数料など)及び為替差額はお客様のご負担となりますので、別途請求させていただきます。また、ご返金は当社精算書作成日の円・ドルレートで換算し、現地受入機関から当社に返金された確認日の翌月末日のお支払いとなります。
5. やむを得ない理由によって、現地で入学スケジュールの変更を余儀なくされた場合には、入学日変更手続きについて直接学校側担当者との交渉を行ってください。学校の規則により、プログラムの途中で別の学校に転校する場合や、プログラムの途中で帰国することになった場合でも、授業料を返金することはできません。アメリカ合衆国移民法により定められている通り、学生(F1/M1)で渡米した場合は学校を離れた時点で I-20 Form・F1/M1 ビザは直ちに無効となり、合法的にアメリカ国内に滞在することはできなくなりますので、十分ご注意ください。どうしても転校する必要がある場合には、事前に学校の担当者に相談をしてアメリカ移民法に則った然るべき転校手続きを取ってください。
6. 半年以上の長期留学プログラムに参加する場合、プログラム途中での休暇・一時帰国は学校規則に定められる範囲内で認められています。休暇・一時帰国をご希望の場合には、学校の指示に従って手続きを行い、アメリカに再入国する際に問題のないよう、十分注意してください。

## 9. お申し込み内容の変更手続き

1. ビザ取得プログラムに参加いただく皆様がお申込金をお支払いいただいた後、プログラム参加者の個人的な理由・都合またはアメリカ大使館・領事館での再接触になった場合等、プログラム参加スケジュール(入学日)の変更を余儀なくされた場合には、I-20 Form(入学許可・在籍証明書)の再取得が義務付けられています。I-20 Formの再発行・再取得手続きは、**37,800 円 (税込・FedEXの送料込み)**の変更手数料を支払い受け、I-20 Form 学校入学許可書の再取得手続きを申し受けます。I-20 Formには、入学日・留学期間など詳細な情報が記載され、I-20 Formの情報によって留学生の入国管理が徹底されておりますので、簡単に入学日を変更することはできません。I-20の再発行手続きを行うには、不要になったI-20を学校に返却する必要がありますので、不要となったI-20は必ず当社にご返却下さい。複数回の入学日の変更にも、都度**37,800 円 (税込・FedEXの送料込み)**の追加料金を申し受けます。入学日はできるだけ変更の必要がないよう、慎重に決定してください。
2. I-20 Form(入学許可・在籍証明書)に記載されている入学日から30日より前には、アメリカに入国することができません。また、I-20に記載されている入学日よりもアメリカ入国が遅れる事態になった場合、I-20の再発行が義務付けられておりますので、上記No.1の規定通りスケジュール変更手続き費用を申し受け、I-20の再発行・入学日の変更手続きをとります。
3. 万が一、アメリカ大使館・領事館でビザ申請が却下された場合、当社は1回限りビザの再申請手続きを追加手数料**31,500 円 (税込)**にてお受けいたします。この料金には、必要書類・追加書類の作成手数料、各種追加書類の英文翻訳料、通信費、再申請のケースでの面接対応コンサルティング費用一式が含まれます。当社は、追加手数料のご入金確認後に再申請手続きを開始いたします。尚、この追加手数料は、ビザが再度却下された場合でも一切返金には応じられません。ビザ発給の判断は、100%アメリカ大使館・領事館に委ねられます。
4. ビザ取得プログラム、ビザ不要プログラムの如何に関わらず、お客様のご都合によりお申し込みされた受入れ期間における「授業コースの変更」「ホームステイから寮への変更」、「住居手配、寮・ホームステイ・YMCA・家具つきアパート等の入居日・退去日・滞在期間の変更」など、お申し込み内容及び手配内容の変更のお申し出があった場合、当社は下記の手数を支払い受け、同一学校・コース内での変更に関し、可能な限りお客様のご希望に応じます。この場合、プログラムによって研修費用が変更されることがあります。
  - 1) ご出発前の変更手続きには、次の手数料を申し受けます。
    1. 研修開始日の前日から起算して31日前まで：1回1件につき**12,600 円 (税込)**
    2. 同30日前以降15日前まで：1回1件につき**25,200 円 (税込)**
    3. 同14日前以降：一切の変更手続きはお受けできません。原則として「契約解除」扱いとなります。
  - 2) ご出発後の変更手続きについて
    1. お客様のご都合によりプログラムを途中で同一学校の異なるコースへ変更される場合、必ず現地で当該機関の同意を得た上で、お客様ご自身で手続きを行ってください。追加費用等が発生する場合、すべてお客様の負担となります。



5. プログラムにより特別な書類（健康診断書・レントゲン診断書・予防接種証明書等）を必要とする場合があります。
6. プログラムにより入校日が授業開始日より数日早く設定される場合があります。各コースの入学日、プレイメントテスト日、滞在先へのチェックイン日、授業開始日に合わせてご出発を調整させていただく場合があります。
7. 当社が独自に手配をするホームステイ・レジデンス寮については、プログラム参加期間に関わらず、チェックイン・チェックアウトを自由に設定していただくことができます。
8. 学校側が手配をするホームステイ及び寮は一般的に授業開始日の前日(通常日曜日)のチェックイン、授業最終日の翌日(通常土曜日)と定められています。
9. 一般的に大学寮、民間寮、ゲストハウス・スチューデントレジデンス等の住所・部屋番号・電話番号は現地でのチェックイン以前には決定しません。これらの滞在先の詳細は現地到着後、チェックインの際に受入機関より通知されます。
10. 受入れ家庭、宿泊施設側の都合により一度決定された滞在先が現地到着前、又は現地到着後に変更になる場合があります。
11. 各国及び州の祝祭日は休校となります。インターンシップの場合は受入れ機関が定めた休日に従ってください。
12. 各受入国の祝祭日・各受入機関の定める休校日及び学期間の休暇には、寮のダイニングホール・カフェテリアが閉鎖となる場合があります。これらの場合食事はお客様ご自身でご用意いただき食事代はお客様の負担となり、これに伴う費用の払い戻しはありません。
13. 滞在先でのベットメイキング・自分の部屋の整理整頓・掃除・洗濯等はお客様自身で責任を持って行うようにして下さい。
14. 外国では「NO SMOKING」の習慣が普及しており受入れ機関及び宿泊施設の建物内では禁煙となっているところが多くあります。また受入れ家庭の中にも非喫煙家庭のため屋内では禁煙となっている場合があります。喫煙者の方は喫煙場所を確認し許可を得てから喫煙するようにしてください。
15. 一度決定された受入れ家庭について宗教、職業、人種、家族構成などを理由に変更や取消しはできません。
16. 宿泊施設の規則や受入れ家庭のルールに反する行為をした為に宿泊施設や受入家庭での滞在を拒否された場合、残存期間の滞在費の払い戻しはできません。またその後の宿泊の手配はお客様ご自身で行なっていただく事があります。
17. 夏季・春季など在校生の多い時期には通常時期とは異なる校舎（場所）で研修が行われる可能性があります。
18. 研修には必ず出席してください。研修中各受入れ機関が定める規則を遵守していただきます。無断であるいは正当な理由なく研修を欠席する、著しく規則に反する行為及び反社会的な行為があった場合には、研修費用・滞在費等の費用を返金することなく研修は中止となります。その際ご帰国のための航空運賃、新たに生じる一切の費用はお客様の負担になります。

### 13. 当社の責任

当社の責任の範囲は、第1項に記載した研修期間の斡旋行為に限定されます。

### 14. 申込者の責任

- 1) 当社との契約締結後から出発までの期間は、常に当社との連絡が取れる状態にしてください。契約期間中に日本を離れる必要がある場合には、その期間を事前に書面またはメールにて報告してください。報告がないまま当社との連絡が取れない状態となり、留学手続きの遅延が生じた場合、当社は一切の責任を負うことはありません。
- 2) 契約期間中、日本を出国する期間が長く、手続きが著しく滞る事態となった場合には、当社が留学準備の経過を充分考慮した上で、入学日を変更させていただく場合があります。
- 3) プログラム参加者側の理由、即ち、海外旅行や出張などの理由で留学準備期間中に当社との連絡が滞る状態となり留学手続きに支障をきたす事態となった場合、ビザ申請必要書類の提出拒否及び大幅な書類提出の遅延、申請書類への虚偽の記述、大使館（領事館）での面接対応などの自己責任による理由、その他プログラム参加者の過失によってビザが取得できなかった場合は、お申込金およびご入金済みの費用についてのご返金には一切応じられません。
- 4) 申込者の故意、過失、公序良俗に反する行為、もしくは当社の規定に従わないことにより当社が損害を被った場合は、申込者およびその保護者に対して損害賠償を請求いたします。病気や怪我・事故によって申込者が留学・研修プログラムへの参加に耐えられない状況であり継続不可能と当社が判断した場合、学業不良で学校を退学処分となった場合は、申込者はすみやかに留学・研修プログラムを離れ、帰国し、それに関わるすべての費用は、申込者および保護者が負担するものとします。尚、留学・研修プログラム期間中に、やむを得ず帰国する必要がある場合は、必ず受入機関、滞在先、および当社にその旨を連絡してから帰国するようにして下さい。

### 15. その他のご案内

1. 航空券予約・海外旅行保険のお申込及び研修期間以外の宿泊等の旅行手配についてのお申し込み条件は、別途手配旅行約款によるものとします。
2. このお申し込み条件は2012年1月1日以降お申し込みされるお客様に適用されます。

**American Career Exchange (A.C.E.)**

Ginza Fugetsudo Bldg. 5F, 6-6-1 Ginza, Chuo-ku, Tokyo 104-0061 JAPAN

Ph : 03-6215-8852 Fax : 03-6215-8700

e-mail : [ask@newyorkace.com](mailto:ask@newyorkace.com) HP : [www.newyorkace.com](http://www.newyorkace.com)

**American Career Exchange(A.C.E.) 留学プログラム申込書および同意書**

プログラム毎に必要な応じて別途発行させていただきます。